

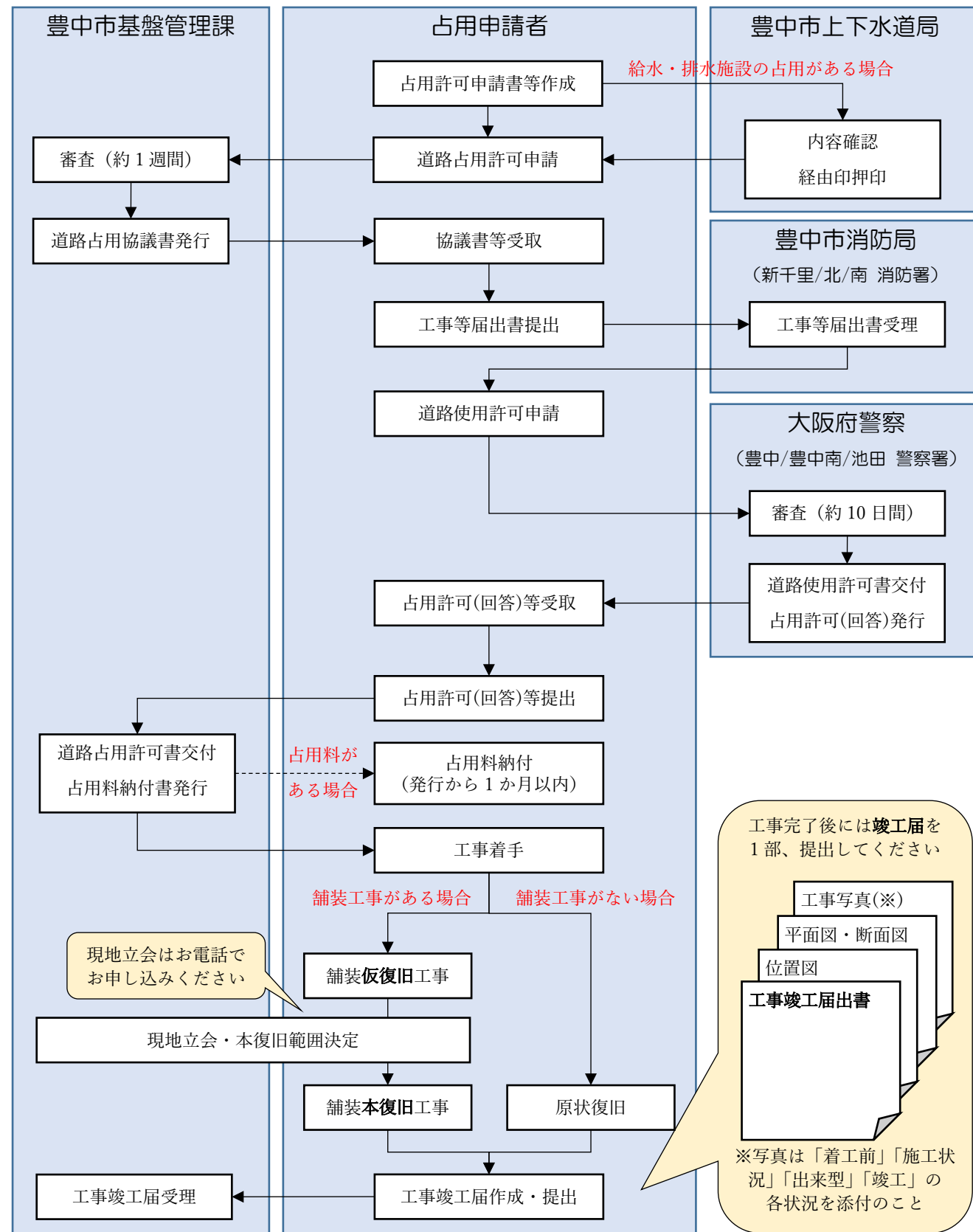
# 豊中市 道路占用許可申請(道路法第 32 条)について【市道】

※このご案内は豊中市道の占用許可申請の参考としてご利用ください。

令和 5 年 12 月 1 日

※法定外公共物（市道以外の市管理道路および水路）の占用許可申請については裏面をご覧ください。

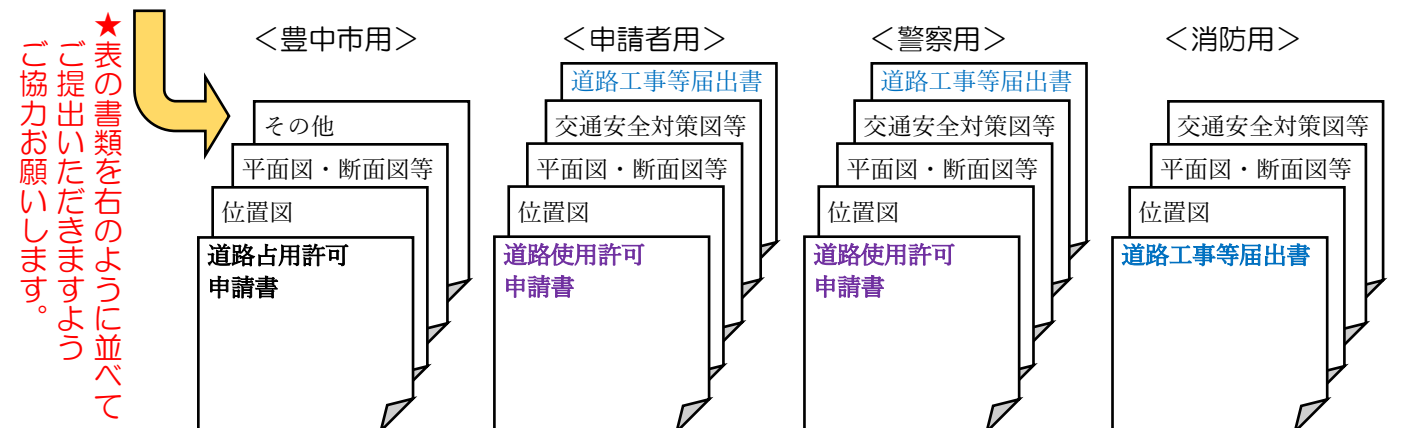
道路占用許可申請から竣工届提出までの基本的な流れ  
 (※不明な点は窓口にてご説明いたしますのでお問い合わせください)



## ■道路占用許可申請時に必要な書類

①道路使用許可申請が必要な場合（工事を実施する場合）

書類	枚数	備考
道路占用許可申請書（豊中市長あて）	1 枚	給排水管の工事のみ上下水道局の経由印が必要です。 給水管・排水管は申請書を分けて提出をお願いします。
道路使用許可申請書（警察署長あて）	2 枚	大阪府警察のホームページから取得できます。
道路工事等届出書（消防署長あて）	3 枚	豊中市消防局のホームページから取得できます。
位置図、平面図、断面図、構造図 （現況図および計画図）	各 4 枚	埋設管等 管種、口径、埋設深さ（土被り）、 掘削範囲を記載
		足場・仮囲い等 出幅、道路幅員を記載
		朝顔・看板等 道路面からの設置高さを記載
		看板等 表示面積を記載
交通安全対策図・う回路図	各 3 枚	
工事工程表	各 4 枚	工事期間が 60 日を超える場合、提出をお願いします。
道路占用料減免許可申請書	1 枚	占用料の減免の対象となる場合、提出をお願いします。
都市計画法第 29 条許可書の写し 従前の公共施設の一覧 新たに設ける公共施設の一覧	各 1 枚	開発行為に係る下水道引込工事の場合、提出をお願いします。
占用（地下埋設物）工事調整表の写し	1 枚	埋設管延長 20m 以上の工事の場合、提出をお願いします



②道路使用許可申請が不要な場合（占用許可の更新など、工事を実施しない場合）

書類	枚数	備考
道路占用許可申請書（豊中市長あて）	2 枚	
位置図、平面図、断面図、構造図	各 2 枚	市道の範囲（官民境界線）、占用物件の位置、延長、面積 などの内容を記載したもの。
道路占用料減免許可申請書	1 枚	占用料の減免の対象となる場合、提出をお願いします。

工事完了後には竣工届を  
1部、提出してください

※写真は「着工前」「施工状況」「出来型」「竣工」の  
各状況を添付のこと

★表の書類を右のように並べて  
ご提出いただけますよう  
ご協力をお願いします。

現地立会はお電話で  
お申し込みください

占用料が  
ある場合

舗装工事がある場合 舗装工事がない場合

現地立会・本復旧範囲決定

舗装本復旧工事

原状復旧

工事竣工届受理

工事竣工届作成・提出

審査（約 1 週間）

道路占用協議書発行

占有許可申請書等作成

道路占用許可申請

協議書等受取

工事等届出書提出

道路使用許可申請

占有許可(回答)等受取

占有許可(回答)等提出

道路占用許可書交付  
占用料納付書発行

占用料納付  
(発行から 1 か月以内)

工事着手

舗装仮復旧工事

舗装本復旧工事

原状復旧

内容確認  
経由印押印

豊中市消防局  
(新千里/北/南 消防署)

工事等届出書受理

大阪府警察  
(豊中/豊中南/池田 警察署)

審査（約 10 日間）

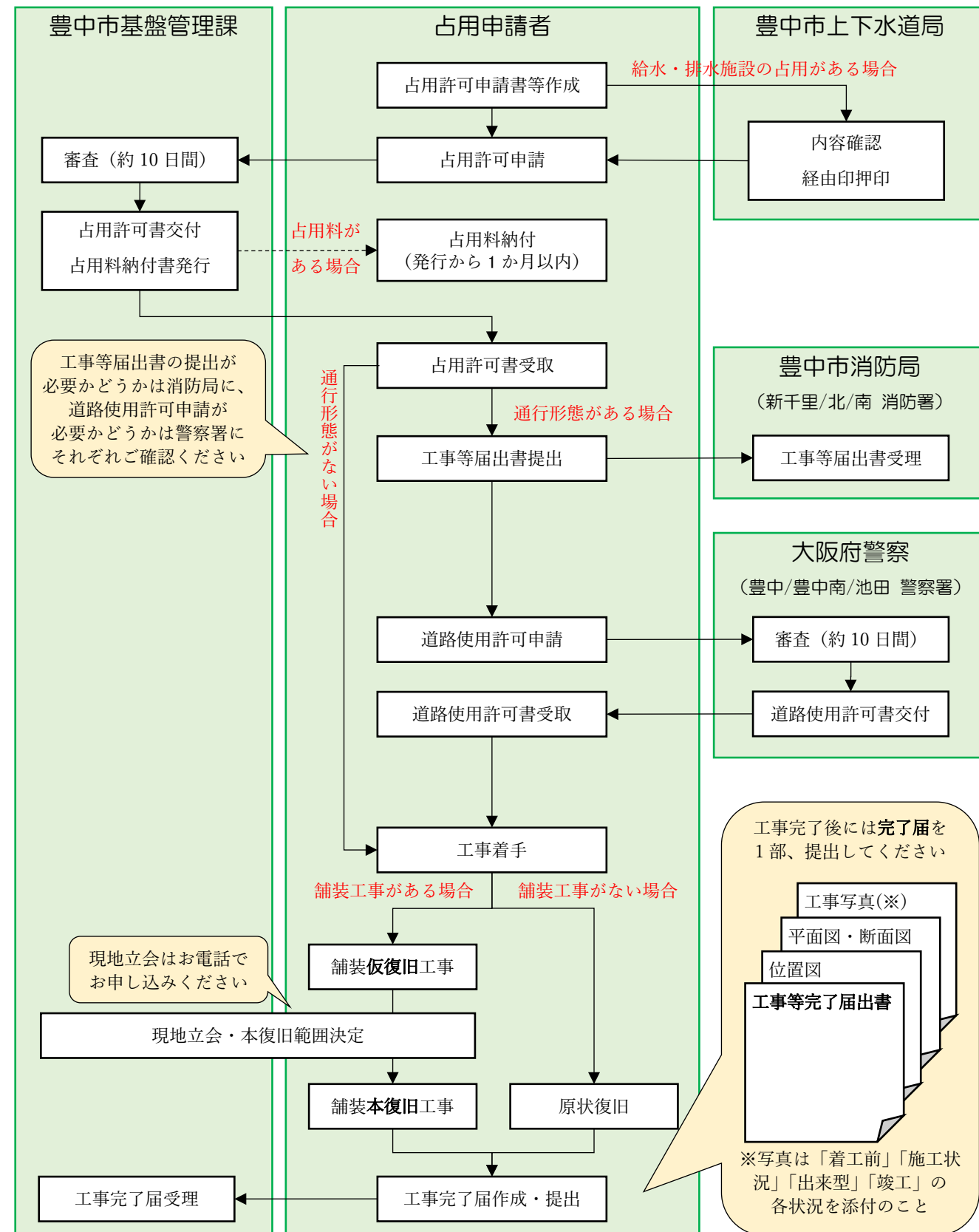
道路使用許可書交付  
占有許可(回答)発行

# 豊中市 法定外公共物占有許可申請について

※このご案内は法定外道路・水路の占有許可申請の参考としてご利用ください。  
 ※市道の占有許可申請については裏面をご覧ください。

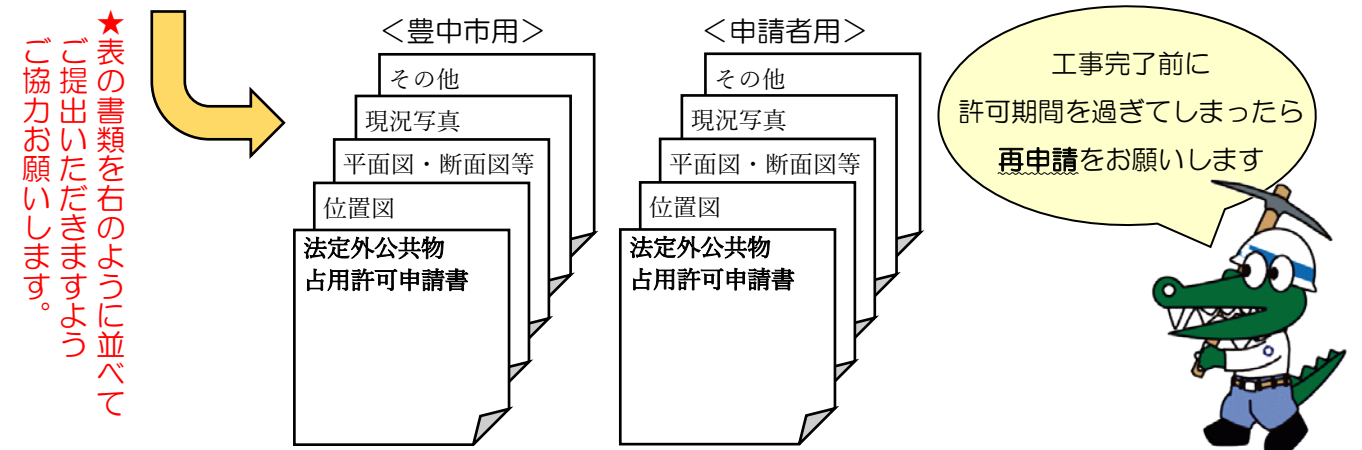
令和5年12月1日

法定外公共物占有許可申請から完了届提出までの基本的な流れ  
 (※不明な点は窓口にてご説明いたしますのでお問い合わせください)



## 法定外公共物占有許可申請時に必要な書類

書類	枚数	備考
法定外公共物占有許可申請書	2枚	給排水管の工事のみ上下水道局の経由印が必要です。 給水管・排水管は申請書を分けて提出をお願いします。
位置図、平面図、断面図、構造図 (現況図および計画図)	各2枚	埋設管等 管種、口径、埋設深さ(土被り)、掘削範囲を記載
		足場・仮囲い等 出幅、道路幅員を記載
		朝顔・看板等 道路面からの設置高さを記載
		看板等 表示面積を記載
現況写真	各2枚	現地状況確認のため、提出をお願いします。
工事工程表	各2枚	工事期間が60日を超える場合、提出をお願いします。
法定外公共物占有料減免許可申請書	1枚	占有料の減免の対象となる場合、提出をお願いします。
都市計画法第29条許可書の写し 従前の公共施設の一覧 新たに設ける公共施設の一覧	各1枚	開発行為に係る下水道引込工事の場合、提出をお願いします。
占有(地下埋設物)工事調整表の写し	1枚	埋設管延長20m以上の工事の場合、提出をお願いします。



- ▼占有許可申請書は豊中市のホームページからダウンロードできます。  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/doro/senyokyoka.html>
- ▼道路使用許可申請書は大阪府警察のホームページからダウンロードできます。
- ▼道路工事等届出書は豊中市消防局のホームページからダウンロードできます。
- ▼道路が豊中市道かどうかは地図情報とよなかの「市道路線網図」からお調べいただけます。  
<https://gis.city.toyonaka.osaka.jp/webgis/index.html>

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号  
 豊中市 都市基盤部 基盤管理課 占有係  
 TEL: 06-6858-2894  
 FAX: 06-6854-0492